

他者をいたわる心は人の自然な感情であり、心豊かな社会を築くために大切な倫理といえます。弱い立場である動物に配慮することは、他者に共感し、相手を思いやる心を育てます。動物虐待は、他者の苦痛をかえりみない非人道的な行為であり、その様子を見聞する人の心も傷つけます。また、近年では年少者による動物虐待が本人の人格形成を損なわせ、結果として人への犯罪的虐待行為につながる場合があることも指摘されています。

なお、食用にしたり、治る見込みのない病気やけがで動物がひどく苦しんでいるときなど、正当な理由で動物を殺すことは虐待ではありませんが、その場合でも、できる限り苦痛を与えない方法をとらなければなりません。

2 遺棄の禁止

命あるものである動物の飼い主の責任には、動物を正しく飼い、愛情をもって扱うことだけでなく、最後まできちんと飼うことも含まれます。飼えないからと動物を捨てることは、動物を危険にさらし、飢えや渇きなどの苦痛を与えるばかりでなく、近隣住民にも多大な迷惑になります。また、近年は、日本の自然に生息していなかった外来生物が野外に放たれ、それによる農業被害や生態系破壊が大きな社会問題になっています。

従前「放生」は好ましいこととされている面もありましたが、社会状況や自然環境も変化し、飼われる動物種も多様化している現代においては、動物に不要な苦痛を与え、周辺環境や生態系にも影響を及ぼす行為として禁止されています。

